

# 生活環境項目について



生活環境項目は、水質汚濁防止法や下水道法における排水規制の中の一つであり、主に pH、BOD、COD、SS、n-Hex、大腸菌群、全窒素、全リン等が一般的にあげられます。

## 主な分析項目とその概要

分析項目 ( )は略称	※:基準値		概要
	水濁法	下水道法	
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	5~9	水中の酸性・中性・アルカリ性をあらわす指標。pHが7より大きい場合はアルカリ性、pH7付近は中性、7より小さい場合は酸性となる。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/l	600 mg/l	水中に含まれる有機物などが、微生物により20℃、5日間で分解される際に消費される酸素量で水の汚れを生化学的に表したものである。
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/l※ <sub>2</sub>		水中に含まれる被酸化性物質(有機物、亜硝酸、鉄(II)塩、硫化物等)を過マンガン酸などの酸化剤を用いて、消費される酸化剤の量で表したものである。水の汚濁状況を簡易的に調べる為に用いられる。
浮遊物質 (SS)	200 mg/l	600 mg/l	水中において懸濁している物質。水に溶けない物質でコロイド粒子から大きい浮遊物質までにある直径1μmから2mm以下のものを指す。浮遊物質が多い場合は水に濁りが見られる。また、この浮遊物質中に有機物質が多く含まれている場合はBOD、COD値に影響する。
ノルマルヘキサン 抽出物質量 (n-Hex)	30 mg/l (鉱油5) (動植物油30)		一定条件下でヘキサンにより抽出されるものを重量で表したもので水中に含まれる油分(鉱物性、動物性、植物性)の総量。
大腸菌群	3000 個 cm <sup>3</sup>		大腸菌および大腸菌と似た性状を持つ細菌の総称。水が公衆衛生的に糞便等に汚染されているか否かを調べるために用いられる。
窒素含有量 (T-N)	120 mg/l※ <sub>2</sub>	240 mg/l	水中に含まれる窒素の総量。窒素にはアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素からなる無機性窒素と有機性窒素がある。一般的に全窒素という場合はこれらの総量。
リン含有量 (T-P)	16 mg/l※ <sub>2</sub>	32 mg/l	水中に含まれるリンの総量。リン・窒素は富栄養化の主な原因物質。

※<sub>1</sub> 水質汚濁防止法、下水道法に係わる一般排出基準

各都道府県にはこれより厳しい基準(上乘せ基準)が設けられている。

※<sub>2</sub> 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に放流する地域は総量規制となる。

(濃度規制は直接湖沼に放流する場合に限る。)

当社ではこれらの項目を自動測定機で分析しているため(SS、n-Hex、大腸菌を除く)、迅速に多数の測定を行うことが可能です。

詳しくは、当社 分析担当者 **荒木、武井(フリーダイヤル0120-01-2590)**までお気軽にお問い合わせ下さい。

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査